

鳥獣保護区特別保護地区の指定について(諮詢)

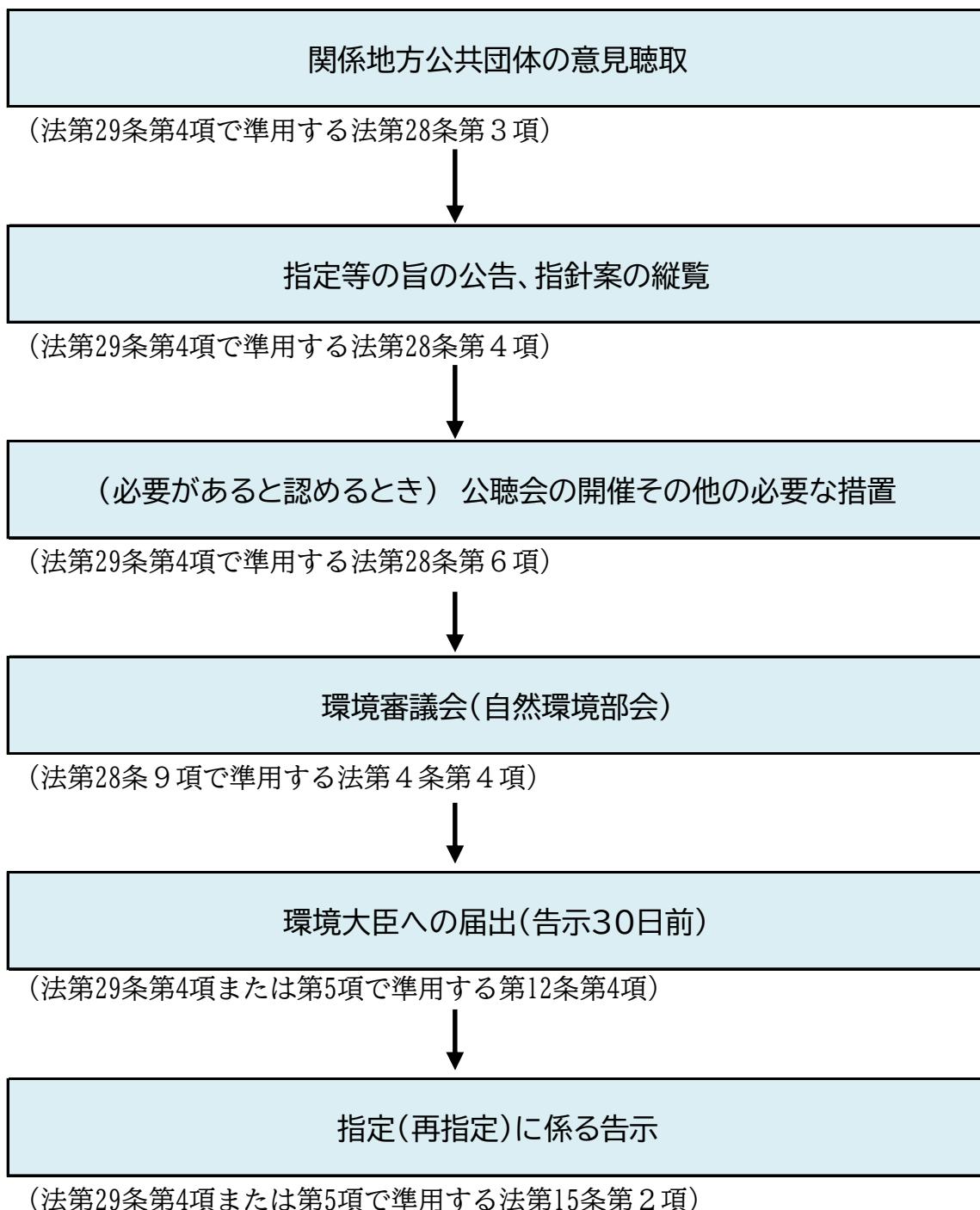
1 鳥獣保護区制度の概要

- 鳥獣保護区は、鳥獣の保護の見地から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定され、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と、都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区の2種類がある。
- 環境大臣または都道府県知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護またはその生息地の保護を図るために必要があると認められる地域を特別保護地区に指定することができる。
- 鳥獣保護区内においては、狩猟が認められないほか、特別保護地区内においては、一定の開発行為が規制される。
- 滋賀県では、現在、鳥獣保護区を45箇所、同特別保護地区を14箇所指定している。

区分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区 (法第28条)	鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。	・狩猟が認められない。	20年以内 (期間は更新可能)
特別保護地区 (法第29条)	鳥獣保護区内の区域内において、鳥獣の保護およびその生息地の保護を図るために必要があると認められる地域に指定するもの	【要許可行行為】 ・工作物の新築等 ・水面の埋立、干拓 ・木竹の伐採 ※1ha以下の埋立、干拓や住宅の設置など鳥獣の保護に支障がない行為として政令に定める不要許可行行為がある。	鳥獣保護区の存続期間の範囲内

2 特別保護地区を指定(再指定)する場合の流れ

特別保護地区の存続期間の終了後、引き続き当該特別保護地区の区域と同一の区域を特別保護地区として指定する場合



3 指定(再指定)する特別保護地区の概要

今津町鳥獣保護区今津町特別保護地区

所 在 地	滋賀県高島市
面 積	234ha
指 定 目 的	今津町鳥獣保護区今津町特別保護地区は、石田川上流部に所在する石田川ダムおよびその周辺のスギ、ヒノキおよび広葉樹からなる森林が大部分を占め、サンショウクイ、センダイムシクイ、オオルリ等の希少な鳥類やカモシカ等の獣類の良好な生息環境となっており、森林鳥獣の生息地として重要な役割を果たしているため、鳥獣保護区特別保護地区として指定し、保護を図るものである。
再指定期間	令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

今津町鳥獣保護区今津町特別保護地区位置図(1/25,000)

